江東区介護保険認定調査会計年度任用職員の勤務条件

|  |  |
| --- | --- |
| 任　　期 | 令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで  （原則として採用後1か月間は条件付採用期間） |
| 勤務職場 | 福　祉　部　　介　護　保　険　課 |
| 職務内容 | ・介護保険認定調査及び調査票の作成、調査票の内容点検、調査員研修運営など認定調査に係る事務に関すること  ・上記のほか、介護保険に関し区長が必要と認める事項  ・災害時における全体の奉仕者たる公務員として一定の役割を果たすこと（ただし所定勤務時間外や休日の勤務、緊急参集は対象外とする） |
| 応募資格  （求められる  能力） | * 次のいずれかの条件を満たす方  1. 介護支援専門員資格（取得見込可）を有し、都道府県実施の認定調査員新規研を修了（修了見込可）している者 2. 自治体・指定市町村事務受託法人において認定調査の経験がある者  * 【知識の活用】介護保険の認定調査職務の遂行に必要な知識及び技能を有している。 * 【接遇】認定調査時や電話応対において適切に対応する判断力、応用力を有する。 * 【コミュニケーション力】上司や同僚に適切に報告・相談等ができる。また、区民・事業者等に対し丁寧な対応を行い、相手に理解・納得させるためにわかりやすい説明ができる。 * 【取組姿勢】自己の職責を認識し、組織の一員として、困難な職務であっても自ら進んで引き受ける意欲があり、職務の遂行において積極的に協力・調整を行うことができる。 |
| 勤務日数及び勤務時間 | 1か月につき16日勤務（土日祝を除く）  9時から17時までを基本とする7時間勤務とする。  また、業務の状況に応じては７時間勤務を超えない範囲において、勤務時間を前後することを妨げない |
| 所定勤務時間を超える勤務の有無 | 無 |
| 休憩時間 | 12時から14時までの間の1時間  （前後することを妨げない） |
| 休　　日 | 土・日・祝日 |
| 休　　暇 | 年次有給休暇  夏季休暇（有給。7月1日～9月30日の間に取得可）  病気休暇、慶弔休暇等の特別休暇 |
| 報　　酬 | 月　額　　２２２，３８２　円（令和6年12月現在）  ※上記のほか、通勤費相当（上限55,000円/月）  ※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合がある。  （期末勤勉手当）  　（基準日　（6月1日、12月1日）前1か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が6か月以上あり、週当たりの勤務時間が15時間30分未満、かつ、週当たりの勤務日数が2日以下でない者を対象に支給します。） |
| 加入保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険 |
| 応募資格 | 江東区会計年度任用職員申込書の欠格事由に関する申告欄に該当しない者 |
| その他 | 令和7年度の予算成立を前提としており、予算の成立状況によっては、任用できない場合あり。 |